

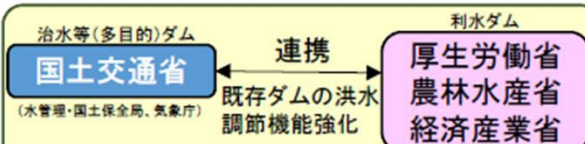
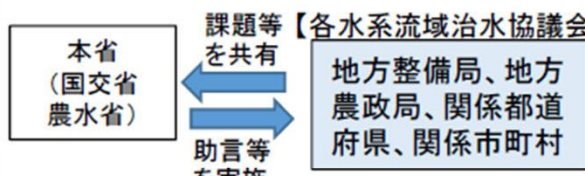
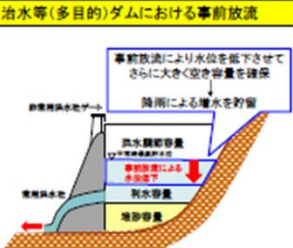





第2回 遠賀川流域治水協議会

規約の変更について

令和3年3月1日

流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

<p>「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】</p>	<p>水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】</p>	<p>森林保全等の治山対策との連携 【林野庁と連携】</p>
<p>【治水協定の締結、事前放流の運用開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。 ○ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)  <ul style="list-style-type: none"> ○治水協定の締結 ダムのある1級水系(99水系) ダムのある2級水系のうち(86水系) ○令和2年の出水期から事前放流を実施 	<p>【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方農政局の協議会への参画 ○活用先行事例とその支援策の情報提供 ○「流域治水プロジェクト」の取組の推進 ○水田や農業用ため池の治水効果の評価の実施、更なる運用の改善 	<p>【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双方で今後の取組について情報提供し認識を共有 ○これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認 ○具体箇所や新たな連携方策について意見交換 <p>連携イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施 【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止
<p>治水等(多目的)ダムにおける事前放流</p>  <p>利水ダムにおける事前放流</p> 	<p>○田んぼダムに取り組む水田</p>  	 

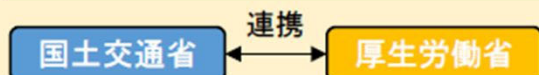
流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐために行う河道内樹木伐採のコスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討



- 避難確保計画の内容の適切性について
- 施設の体制や設備について
- 施設職員の人材育成について
- 関係者との連携について



特別養護老人ホーム「千寿園」

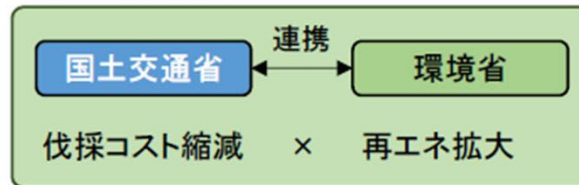


第1回検討会(10/7)

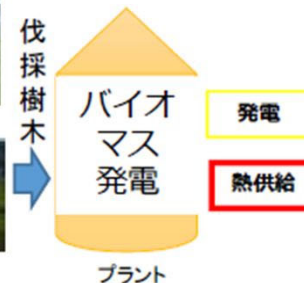
河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

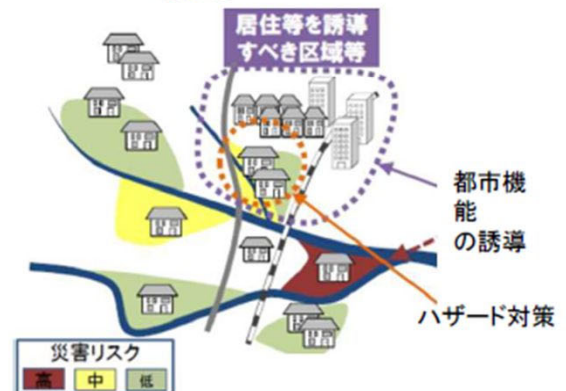
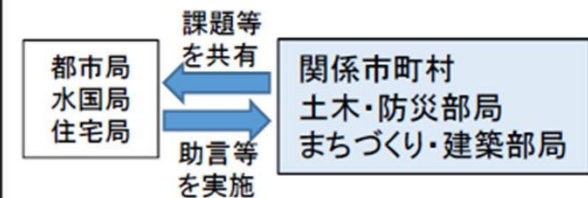


河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上



土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

- モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
- 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼



関係機関の参加について

遠賀川流域治水協議会 規約 第4条3項には、

「事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。」

とされている。



「林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 」

「国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 九州整備局」

「福岡県 県土整備部 港湾課
砂防課
農林水産部 林業振興課
農村森林整備課」



今回より参加

遠賀川流域治水協議会 規約(改正案)

(設置)

第1条 「遠賀川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系遠賀川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の各委員が選任するメンバーをもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 遠賀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局遠賀川河川事務所、福岡県に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年 8月24日から施行する。

令和3年 3月 1日改正

遠賀川流域治水協議会 名簿

北九州市長

直方市長

飯塚市長

田川市長

中間市長

宮若市長

嘉麻市長

芦屋町長

水巻町長

岡垣町長

遠賀町長

小竹町長

鞍手町長

桂川町長

香春町長

添田町長

糸田町長

川崎町長

大任町長

福智町長

赤村長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

県土整備部 河川管理課長

県土整備部 港湾課長県土整備部 砂防課長

建築都市部 都市計画課長

建築都市部 下水道課長

農林水産部 農山漁村振興課長

農林水産部 林業振興課長

直方県土整備事務所長

北九州県土整備事務所長

田川県土整備事務所長

飯塚県土整備事務所長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長

遠賀川流域治水協議会 幹事会 名簿

北九州市	水環境課長、災害対策担当課長、農林施設担当課長、道路維持課長、 緑政課長、河川整備課長、都市計画課長、開発指導課長、 都市再生整備課長、住宅計画課長、建築指導課長、下水道計画課長 若松区役所総務企画課長、八幡西区役所総務企画課長	
直方市	土木課長、下水道課長、都市計画課長、防災・地域安全課長	
飯塚市	土木建設課長、土木管理課長、下水道課長、都市計画課長、農業土木課長	
田川市	土木課長、都市計画課長	
中間市	建設課長、下水道課長、都市計画課長、産業振興課長	
宮若市	土木建設課長	
嘉麻市	土木課長、農林振興課長、防災対策課長	
芦屋町	総務課長、都市整備課長、産業観光課長	
水巻町	建設課長	
岡垣町	都市建設課長	
遠賀町	建設課長、都市計画課長、駅周辺都市整備推進室長	
小竹町	建設課長、農政環境課長、上下水道課長、企画調整課長	
鞍手町	建設課長、総務課長、地域振興課長	
桂川町	建設事業課長、企画財政課長、産業振興課長	
香春町	建設課長	
添田町	道路整備課長	
糸田町	土木課長	
川崎町	防災管財課長	
大任町	事業課長	
福智町	建設課長、農政課長、防災管理・管財課長	
赤村	産業建設課長	
福岡県	県土整備部 河川整備課	課長技術補佐
	県土整備部 河川管理課	課長技術補佐
	<u>県土整備部 港湾課</u>	<u>課長技術補佐</u>
	<u>県土整備部 砂防課長</u>	<u>課長技術補佐</u>
	建築都市部 都市計画課	技術補佐
	建築都市部 下水道課	課長技術補佐
	農林水産部 農山漁村振興課	課長技術補佐
	<u>農林水産部 林業振興課</u>	<u>課長技術補佐</u>
	<u>農林水産部 農村森林整備課</u>	<u>課長技術補佐</u>
	直方県土整備事務所長	河川砂防課長
	北九州県土整備事務所	河川砂防課長
	田川県土整備事務所 企画班	地域整備主幹
	飯塚県土整備事務所	河川砂防課長
<u>林野庁</u>	<u>九州森林管理局 福岡森林管理署 森林土木指導官</u>	
<u>国立研究開発法人</u>	<u>森林研究・整備機構 森林整備センター 水源林業務課長</u>	
国土交通省	九州地方整備局 遠賀川河川事務所	技術副所長